

## 議案第4号

### 損害賠償の和解について

勝山市が実施した平成26年度市道7-92号線水路改良工事に伴い本市が損害を受けたことに関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

### 記

#### 1 和解の相手方

住所 福井県勝山市元町3丁目9番30号  
氏名 山岸 正裕

#### 2 和解の内容

- (1) 勝山市は、相手方所有地内の法定外公共物（水路）を付け替えることを前提とした市道7-92号線水路改良工事を平成26年6月17日に発注し、施工した。しかし、当該付け替え工事（以下「本件工事」という。）は、地方自治法に抵触することが本件工事完成後に判明した。このことにより、本件工事は本来実施することができない工事であることから、市は相手方に対し、本件工事、原状復旧工事及びその他関連費用相当分の損害賠償を求めたものである。
- (2) 相手方は、法の不知とはいえ市に損害を与えてしまったとして、本件工事に関連する費用を市に賠償する意思を示している。
- (3) 相手方は、本件工事当事者以外の第三者を構成員とした「平成26年度市道7-92号線水路改良工事に伴う損害額等検討会議」が検討、算定した「付け替え水路新設に係る工事費」、「法定外公共物の撤去に係る工事費」、「撤去した法定外公共物の復旧に係る工事費」、「相手方が一時的に占有していた占用料」及び「本件調査等に係る費用」の合計額に遅延損害金を加算した、金3,095,841円を市に支払う義務があることを認めた。
- (4) 相手方は、本和解が成立した日の翌日から1か月以内に市指定口座に一括で振り込む方法により市に支払う。
- (5) 市及び相手方は、本件については以上をもって全て解決したものとし、市は、相手方に対し、その余の請求を行わない。

平成29年4月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

損害賠償の和解をしたいため、この案を提出する。